

第2章



安定的な国際海上輸送の確保

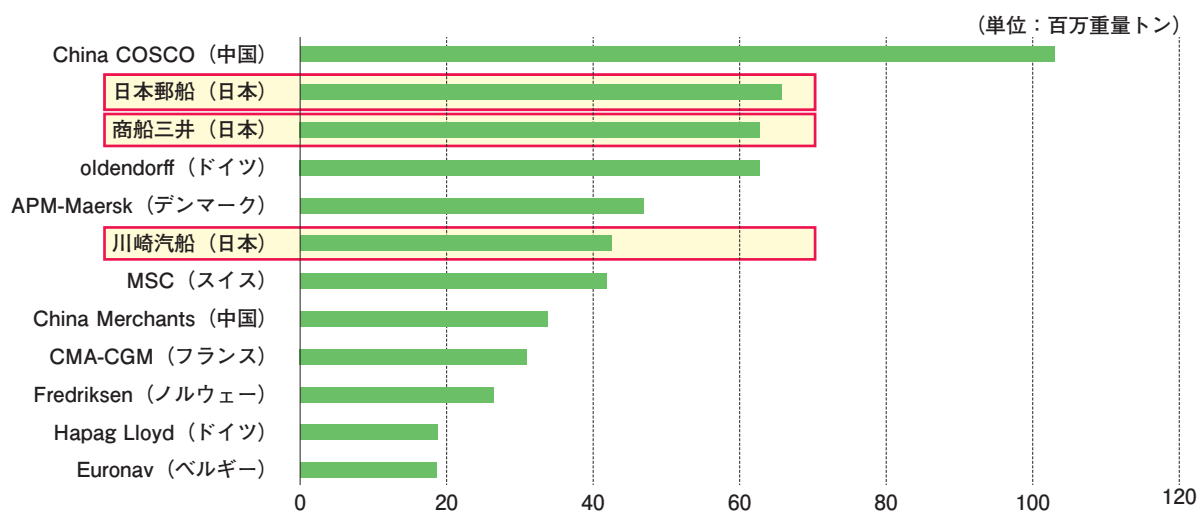
① 我が国外航海運業の現状

1. 外航海運の現状

四面を海に囲まれた我が国では、貿易量（輸出入合計）の99.6%（2019年、トン数ベース）を海上輸送が占めており、この海上貿易量のうち63.1%の輸送を日本商船隊[※]が担っている。日本商船隊とは、我が国外航海運企業が運航する2,000総トン以上の外航商船群をいい、①日本籍船（日本国民、日本の法令により設立された会社等が所有している船舶）、②外国籍船（外国企業（我が国外航海運企業の海外子会社を含む。）から用船（チャーター）している船舶）で構成されている。中でも、日本籍船は、我が国の管轄権が公海にて排他的に及び、非常時に国民生活を維持するための物資輸送を担うという点において、我が国の経済安全保障の中核を担っている。外航海運における取引構造は、主に、運航事業者（オペレーター）が、船舶を所有、管理している船主（オーナー）から借り受け（傭船契約）て、荷主に対し運送サービスを提供している。

※ ONE（日本郵船、商船三井及び川崎汽船の定期コンテナ船事業の統合会社）を含む。

図表2-1 世界主要海運会社の船隊規模

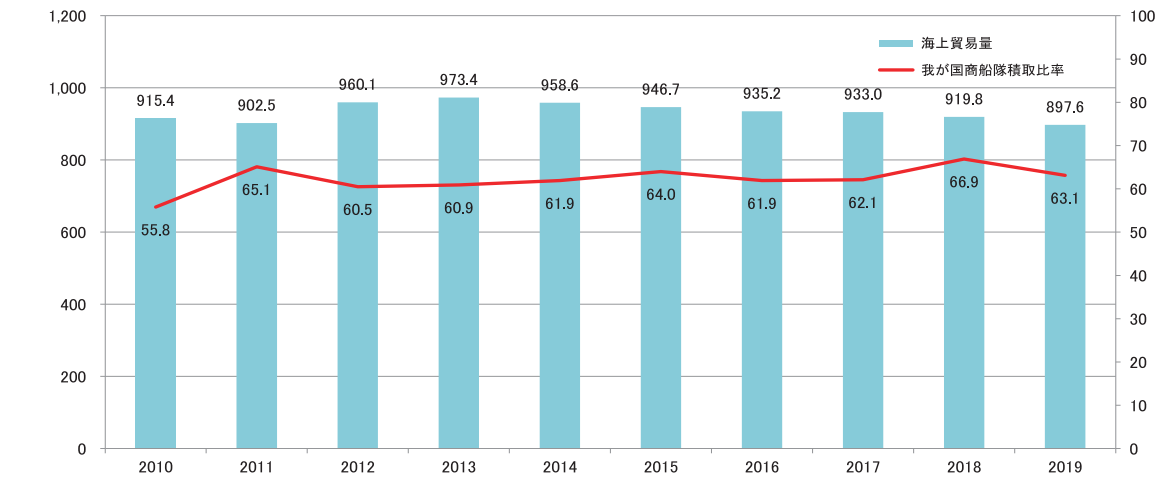


(注) 船隊は、ばら積み船、タンカー及び自動車専用船等、貨物の特徴に合わせた専用船によって構成。

重量トンとは、船が貨物を積載し得る能力のこと。

資料) MOL レポート 2019

図表2-2 海上貿易量と我が国商船隊の輸送比率



資料) 財務省「貿易統計」により国土交通省海事局作成

第2章

安定的な国際海上輸送の確保

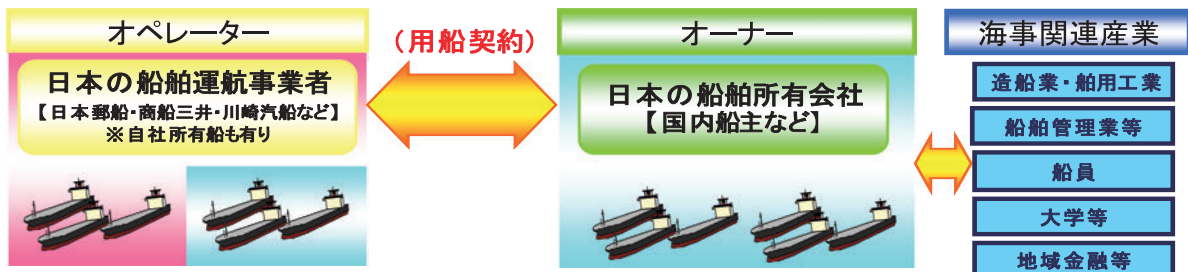
図表2-3 日本商船隊の内訳 (2019 年央)

日本籍船 273 隻 (11.3%)	外国籍船			合計 2,411 隻
	オペレーター仕組船 ^{※1} 813 隻 (33.7%)	国内船主関係仕組船 ^{※1} 787 隻 (32.6%)	単純外国用船 ^{※2} 538 隻 (22.3%)	

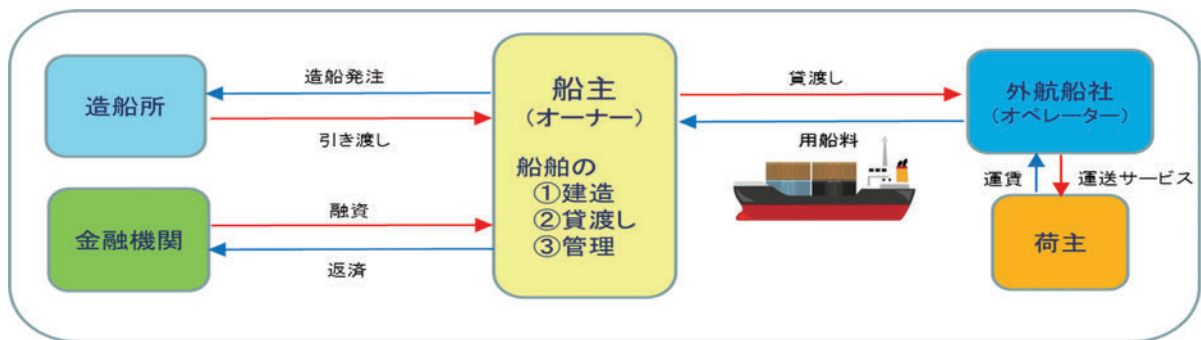
※1 日本の外航海運企業または船主が、税等の負担の軽い便宜置籍国に設立した子会社を通じて保有する船舶

※2 日本の外航海運企業が外国の海運企業等から借り受けた船舶

図表2-4 我が国の外航海運業界



図表2-5 外航海運における取引構造



2. 外航海運に係る協議・対話

世界単一市場にある外航海運における自由かつ公正な競争環境の確保や、我が国の安定的な海上輸送の確保のため、我が国は、多国間・二国間の協議・対話を行っている。

特に太平洋と大西洋を結ぶパナマ運河については、運河の主要利用国である我が国にとっても欠かせない海上輸送ルートの一つであるが、パナマ運河の通航料金の頻繁な改定、最近の降雨不足による新開門通航船舶の喫水制限実施や追加料金（サーチャージ）の導入等、我が国海運企業による安定的な船舶運航に影響を及ぼす事態が生じている。

国土交通省では、パナマ運河庁と定期的に協議を行い問題解決に努めている。2020年1月には、青木国土交通副大臣がパナマを訪問し、追加料金の導入に関し遺憾の意を表明するとともに、国際海運の要衝であるパナマ運河の継続的な発展に向け、今後も緊密に意見交換を続けることの重要性をパナマ側と確認した。

第2章

② トン数標準税制をはじめとした我が国外航海運に関する支援措置

1. 日本商船隊における課題

世界単一市場で厳しい国際競争を繰り広げている外航海運においては、欧州各国を始めとする海運先進国におけるトン数標準税制の導入や、船舶の固定資産税（英国、フランス等の多くの国では非課税）、登録免許税等、国際的な税制度の均衡化について留意することが求められている（図表2-6参照）。

こうした状況を踏まえ、我が国外航海運企業が諸外国の外航海運企業と対等に競争できる環境の整備を図るとともに、経済安全保障の確立の観点から一定の日本籍船を確保することが重要な政策課題となっている。

図表2-6 各国の外航海運における税制比較

国名	5年間の償却可能範囲 (含特別償却率)	買換特例	登録免許税又は 登録料（※2）	固定資産税	トン数標準税制 の有無
日本	62.3% (特別償却20%含む) (※1)	売却益の80%を損金算入可能	100	課税	有
ノルウェー	53%	無	14.1	非課税	有
デンマーク	52%	買換船舶の取得価額を 売却益より控除可	0	非課税	有
ドイツ	40%	有	13.9	非課税	有
オランダ	100%	3年以内の再投資は非課税	0.2	非課税	有
フランス	80.8%	無	0	非課税	有
イギリス	100%	売却益の全部又は一部を 6年間繰延可	0.1	非課税	有
アメリカ	67.2%	有	0.1	一部州は課税	有
シンガポール	100%	売却益非課税	17.4	非課税	無
中国（香港）	73.8%	売却益非課税	1.0	非課税	無
韓国	71.3%	無	4.6	課税	有

※1 定率法の場合

※2 日本の税額を100とした場合の各国の指数

資料) 公益財団法人日本海事センター

2. トン数標準税制の導入及び拡充

このような課題に対応するため、2008年7月にトン数標準税制が導入され、2019年3月現在で7社が同税制の適用を受けている。トン数標準税制とは、我が国対外船舶運航事業者が、日本籍船の確保等に係る「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本籍船に係る利益について、通常の法人税に代えて、みなし利益課税を選択できる制度である。

また、2013年には、日本籍船を補完するものとして、我が国対外船舶運航事業者の海外子会社が保有し、当該対外船舶運航事業者が運航する外国籍船であって、海上運送法に基づく航海命令が発せられた場合に確実にかつ速やかに日本籍船に転籍することが可能なものを「準日本船舶」として認定し、トン数標準税制を適用する制度が創設された。さらに、2017年には、準日本船舶の対象が、国内船主の子会社が保有する外国籍船まで拡充された。

こうした取組みを通じて、非常時を含めた安定的な国際海上輸送の早期確保を図るとともに、我が国海外航海運企業の国際競争力を高めていくこととしている。これらの政策により、2007年央に92隻まで減少した日本籍船は、2019年央において273隻にまで増加している（図表2-3参照）。

第2章

安定的な国際海上輸送の確保

図表2-7 日本船舶・船員確保計画 第3期（2019年3月）の状況

項 目	第1次計画 開始時	第1次計画（平成21年度～平成25年度）					第2次計画（平成26年度～平成29年度）				第3次計画 （平成30年度～令和4年度）	
		第1次実績 （平成21年度）	第2次実績 （平成22年度）	第3次実績 （平成23年度）	第4次実績 （平成24年度）	第5次実績 （平成25年度）	第1次実績 （平成26年度）	第2次実績 （平成27年度）	第3次実績 （平成28年度）	第4次実績 （平成29年度）	第1次実績 （平成30年度）	増減 （第1次計画開始時→第3次計画第1期実績）
外航日本船舶の 確保計画の実績	77.4隻	95.4隻	118.9隻	131.8隻	143.0隻	167.0隻	181.6隻	201.1隻	216.2隻	241.3隻	254.9隻	177.5隻
準日本船舶の 確保計画の実績	-	-	-	-	-	27隻	40隻	55隻	69隻	64隻	57隻	-
日本船舶等の合計	-	-	-	-	-	194隻	221.6隻	256.1隻	285.2隻	305.3隻	311.9隻	-
外航日本人船員の 確保計画の実績	1,072人	1,103人	1,112人	1,153人	1,194人	1,134人	1,132人	1,146人	1,162人	1,216人	1,248人	176人
日本人海技士の 確保計画の実績	-	-	-	-	-	54人	80人	110人	138人	128人	114人	-
日本人船員等の合計	-	-	-	-	-	1,188人	1,212人	1,256人	1,300人	1,344人	1,362人	-

図表2-8 トン数標準税制に係る課税の計算方法

課税の計算方法

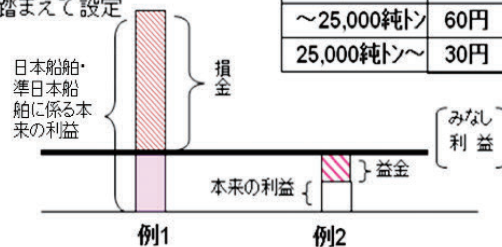
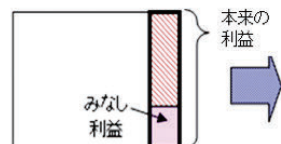
① 船舶の純トン数×1日当たりみなし利益×運航日数×法人税率
＝ 法人税額

② みなし利益の水準は国際的な水準を踏まえて設定

○税額計算の模式図

日本船舶・準日本船舶以外
の海運業、その他事業

日本船舶・準日本船舶



例1：日本船舶・準日本船舶に係る本来の利益 > みなし利益の場合
みなし利益を超える金額が損金算入される。

例2：日本船舶・準日本船舶に係る本来の利益 < みなし利益の場合
みなし利益の金額と本来の利益との差額が益金算入される
（＝みなし利益の金額が課税対象となる）。

※ 準日本船舶にかかるみなし利益は、日本船舶の1.5倍。

3. その他我が国外航海運企業への支援措置

船舶取得は投資金額が大きく多大なリスクを伴う。このリスクに対処しつつ、長期安定で低コストな船舶の調達に寄与しているのが国内船主であり、日本商船隊の約3分の1にあたる787隻が国内船主により提供されている。また、日本商船隊の約8割の船舶は国内各地の造船所で建造され、造船業のみならず、船用工業、金融業等の地域経済に波及し、地方の経済・雇用を支え、地方創生に大きな役割を果たしている。このため、国内船主に対し船舶の特別償却制度等、税制特例措置を通じ船舶の建造投資の促進を図っている。特に、船舶の特別償却制度については、2019年度より環境への負荷の低減に特に資するIoT等の先進的な技術を用いた先進船舶を新たに制度の対象とする拡充を行った。

このほか、1996年に「国際船舶制度」を創設し、国際船舶の海外への譲渡・貸渡について届出制・中止勧告制をとる一方、これら船舶に対する固定資産税や登録免許税の軽減措置を講じている（図表2-9参照）。

第2章

図表2-9 外航海運への税制特例措置（2020年4月1日時点）

事 項	対 象	特例措置の内容
船舶の特別償却（※1）	先進船舶（※2） 環境低負荷船（※3）	日本籍船：20% 外国籍船：18% 日本籍船：17% 外国籍船：15%
買換資産の課税の特例（※1）	外航船舶	譲渡差益の80%（※4）
船舶の特別修繕準備金（※1）	船舶安全法における定期検査を受ける船舶	定期検査に要する費用に係る 修繕準備金の積立限度額（3/4）
トン数標準税制	認定事業者が運航する日本船舶及び準日本船舶	みなし利益課税
固定資産税の課税の特例	外航船舶 国際船舶（※5） 外航用コンテナ	課税標準：1/6 課税標準：1/18 課税標準：4/5
登録免許税の課税の特例	特例国際船舶（※6）	税率 3.5/1000（本則 4/1000）

※1 トン数標準税制適用事業者が所有する日本籍船及びその海外子会社が所有する外国籍船については適用除外。

※2 環境低負荷船の要件を備えた上で、環境負荷低減に資するIoTシステムや新材料等を組み込むことにより、更なる環境負荷の低減や運航の効率化、安全性向上等を実現する船舶

※3 EEDI（Energy Efficiency Design Index（二酸化炭素放出抑制指標：1トンの貨物を1マイル輸送する際に放出される二酸化炭素量））の値が、海洋汚染防止法により制限される船舶については、EEDIが海洋汚染防止法による基準値の78/80以下等であること。

※4 船舶を譲渡して別の船舶を購入したときは、個人にあっては譲渡所得を減額し、法人にあっては購入資産の簿価に対して一定額を減額することができる制度。

※5 国際船舶：所定の要件（①総トン数2,000トン以上、②遠洋区域又は近海区域が航行区域、③専ら外航に使用されている船舶、④混乗船、承認船員配乗船、LNG船、RO-RO船のいずれか）に該当する日本籍の外航船舶。

※6 国際船舶のうち、総トン数10,000トン以上のもの（就航後の船舶にあっては、総トン数10,000トン以上であって、かつPSC（Port State Control（寄港国による監督））による拘留を一度も受けたことのないもの。）

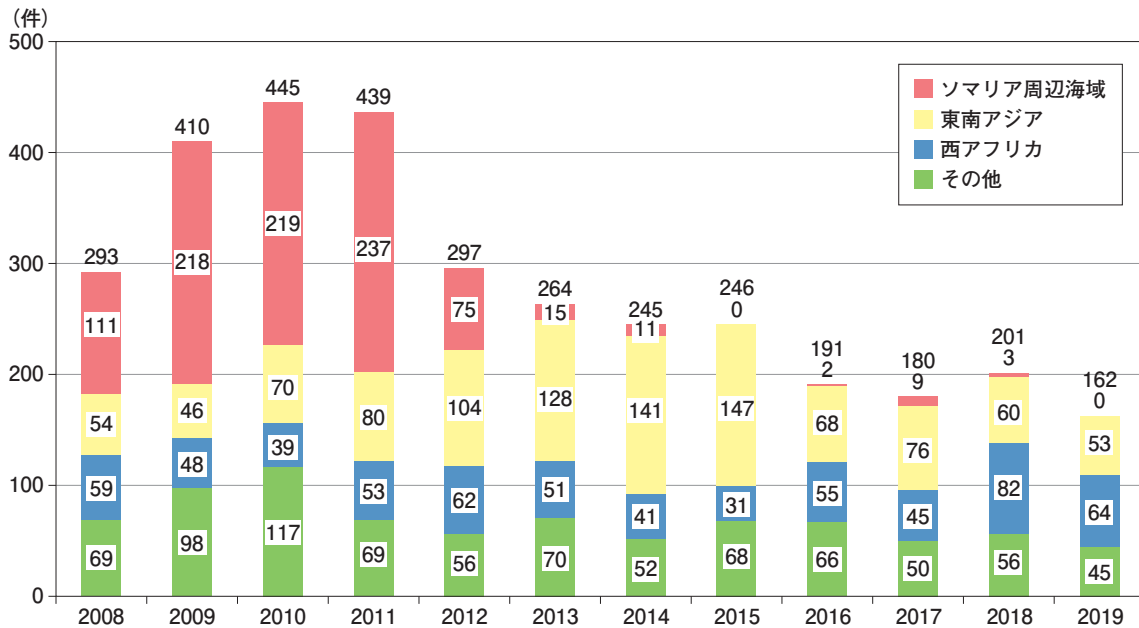
③ 海上安全・保安の確保への取組

1. 海賊対策等

① 世界の海賊等事案の発生状況

国際商業会議所・国際海事局（IMB）の年次報告書によると、2019年の海賊・武装強盗（以下「海賊等」という。）事案の発生件数は、世界全体で162件となっている。昨年発生した海賊等事案のうち、海賊等により乗入れられた事案が134件（うち、海賊等に運航を支配された事案が4件）、海賊等に襲撃されたが回避した事案が28件（うち、海賊等に銃撃された事案が11件）となっており、海賊等により拘束された船員が193名（うち、誘拐された船員が134名）、海賊等の襲撃により負傷した船員が7名、死亡した船員が1名となっている。

図表2-10 世界における海賊等発生件数の推移



資料) 国際海事局 (IMB) 報告

第2章

安定的な国際海上輸送の確保

② 我が国に関係する船舶における海賊等被害の発生状況

2019年の1年間に国土交通省に報告された我が国に関係する船舶（日本籍船及び日本の船会社が運航する外国籍船）における海賊等被害の発生件数は4件（前年5件）であり、内訳は南米2件、東南アジア1件、西アフリカ1件、4件とも船用品が盗まれるという被害が発生している。

③ ソマリア沖・アデン湾における海賊対策

2008年以降、アデン湾を中心としたソマリア周辺海域における海賊等事案発生件数が急増したことから、2009年3月、内閣総理大臣の承認を得て海上警備行動が発令され、ソマリア沖・アデン湾において護衛艦（護衛艦には海上保安官8名が乗船。）による商船等の護衛活動を開始した。同年7月には、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（以下「海賊対処法」という。）」が施行され、同湾において自衛隊の部隊が海賊対処法に基づく海賊対処行動を行っている。

また、同湾における新たな海賊対策として、一定の要件を満たす日本籍船において民間武装警備員の乗船警備を可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（以下「日本船舶警備特措法」という。）」が2013年11月に施行された。



資料) 防衛省

▲船舶の護衛活動を行う護衛艦

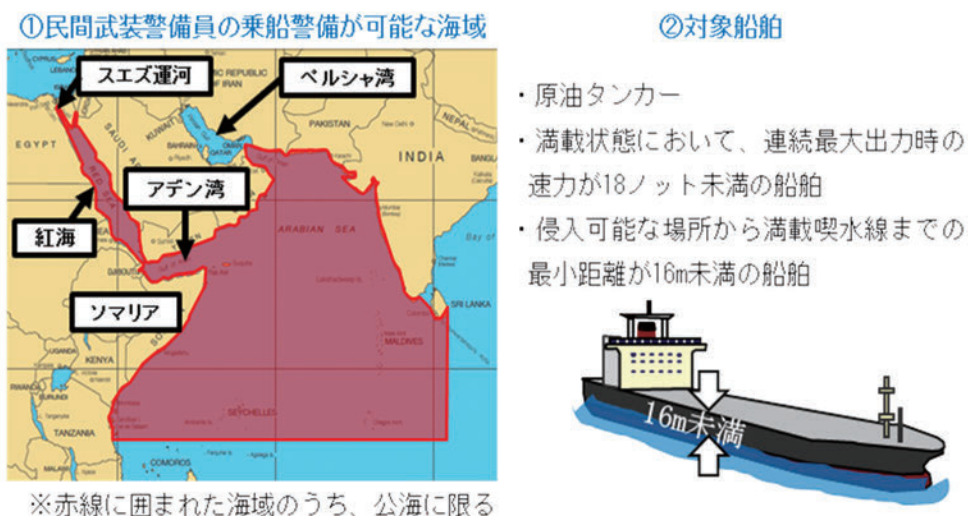


④ 海賊対策にかかる国土交通省の取組

国土交通省においては、アデン湾を航行する我が国に關係する船舶のみならず、外国船社等からの護衛対象船舶の申請受付等を取りまとめ、防衛省との連絡調整を行っている。2019年の護衛回数は30回、護衛対象船舶数は38隻であり、2020年3月31日現在で834回の海賊対処法による護衛が実施され、護衛対象船舶数は3,906隻（うち日本籍船は23隻、日本船社が運航する外国籍船は688隻）となっている。なお、海上自衛隊の護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案は発生していない。

また、船舶所有者が、海賊多発海域を航行する日本船舶において、民間武装警備員による乗船警備を行う場合にあっては、日本船舶警備特措法に基づき、特定警備計画の認定等、所要の手続きを行っている。

図表2－11 日本船舶警備特措法の概要



⑤ 中東地域における日本関係船舶の安全確保

わが国に輸入される原油の8割以上は中東地域から輸入しているところ、2019年6月13日、オマーン湾を航行していた日本関係船舶が攻撃を受ける事案が発生した。中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全の確保のため、我が国独自の取組として、中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、関係業界との密接な情報共有をはじめとする航行安全対策の徹底並びに情報収集態勢強化のための自衛隊の艦艇及び航空機の活用について、政府一体となった総合的な施策を関係省庁が連携して実施する取組みが進められている。

2. マラッカ・シンガポール海峡の安全確保

マラッカ・シンガポール海峡は、輸入原油の約8割以上が通航するエネルギー安全保障上、重要である。

2007年9月に、IMOとマ・シ海峡沿岸国が共催した国際会議において、当該海峡における航行安全・環境保全対策を推進するために、世界で初めて国際海峡における沿岸国と利用国の協力のあり方を具体化した「協力メカニズム」を構築した。

我が国は海峡の利用国として沿岸国と協働し、同メカニズムに基づく協力フォーラムや航行援助施設基金委員会に出席して海峡の航行安全に協力するとともに、海峡に設置されている灯台や灯浮標などの航行援助施設の適切な整備につながる調査、沿岸国職員の維持管理能力の向上を目的としたキャパシティ・ビルディングを実施するなど航行安全・環境保全対策を推進している。



▲マラッカ・シンガポール海峡の航行施設（後方は日本財団が寄贈した航行標識施設船「ペドマン号」）

資料）公益財団法人マラッカ海峡協議会

第2章

安定的な国際海上輸送の確保

